

令和5年度（在学）

奨学金案内

<タイプA>

高校・専修学校高等課程在学学生用

無利息奨学金

定期採用

緊急採用

公益財団法人岩手育英奨学会は、優れた生徒で、経済的理由により修学に困難があるものに対し、学資の貸与等を行うことにより、社会に有用の人材を育成することを目的としています。

☆奨学金は貸与です。卒業後返還することになります。

返還金は、後輩の奨学金として再び活用されます。奨学金を希望する人はこの案内書をよく読み、自分の現在・将来の生活設計に基づき、申込条件・返還方法等を考えて自分で申込みに必要な書類を書き、自分で申し込んでください。（家計の収入等、家族の方に相談しなければ書けないところは、よく相談して書いてください。）

公益財団法人 岩手育英奨学会

公益財団法人岩手育英奨学会では、高等学校（専攻科、中等教育学校後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）・専修学校高等課程**第1～第3学年**に在学している人で奨学金を希望する人を対象に奨学生の募集をしています。

【奨学金の種類】

高等学校・専修学校高等課程奨学金は無利息で、「定期採用」と家計急変による「緊急採用」があります。

【申込みの資格】

岩手県内に住所を有する者の子女で、高等学校（中等教育学校後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）又は、専修学校高等課程の**第1～第3学年**に在学し、人物・学業ともに優れ、健康上修学に支障がなく、経済的理由により修学が困難な人。

- ◎ 緊急採用については、3ページの「緊急採用による奨学金制度とは」を参照してください。
- ◎ 外国籍の人は、学校に相談してください。

【借りられる金額】

☆ 貸与月額

国・公立	自宅月額	18,000円	自宅外月額	23,000円
私立	自宅月額	30,000円	自宅外月額	35,000円

(注) 自宅外月額の貸与については、現に自宅以外から通学している人で自宅外月額を希望する人に貸与します。詳しい内容は、学校に相談してください。

【借りられる期間】

☆ 定期採用は、原則として本会が定めた月(令和5年4月)から卒業するまでの修業年限です。

☆ 緊急採用の貸与始期は、その事由が発生した月まで遡ることができます。(ただし、令和5年4月が限度です。)

【申込みの時期】

☆ 定期採用は、4月に募集します。

☆ 緊急採用は、7月から翌年1月まで随時受け付けています。

ただし、申込みの状況によっては、募集を打ち切ることがあります。

申込みをする場合は、学校が定めた書類の提出期日を守ってください。

【奨学金申込みのために用意する書類】

- ☆ 令和5年度岩手育英奨学会奨学生願書（在学・緊急）
- ☆ 家計支持者の令和4年度所得課税証明書（全部記載）
- ☆ 住民票（世帯全員記載のもの）※マイナンバー不要
- ☆ その他必要な書類

- (注) 1 「所得課税証明書」は、父と母両方、又はこれに代わって家計を支えている者の証明書が必要です。
- 2 緊急採用に申し込む場合は、家計急変に関する確認資料等が必要です。

- ☆ 審査後に「誓約書・奨学金振込口座届」及び「奨学金返還誓約書」の提出が必要です。（用紙は、選考後送付します。P4 図参照）

添付書類として連帯保証人2名（1名は保護者、もう1名は62歳以下の独立した生計を営んでいる者）の印鑑登録証明書、もう1人の連帯保証人の令和3年度所得課税証明書（全部記載）が必要です。

※もう1人の連帯保証人は、非課税世帯の方は認められません。

【採用の基準】

- ☆ 学力の基準 … 第1学年に在学する人は、中学校の第3学年の学習成績が5段階評価による評定で平均3.5以上です。
第2学年以上に在学する人は、高等学校（専修学校高等課程）の申込み時までの学習成績が平均3.0以上となります。
 - ☆ 家計の基準 … 家計支持者の収入額から所得金額を算出し、その金額から規定で定められた控除額を差し引いた金額が、本会の定める採用基準の収入基準額を下回ること。
- ※ 学力評価で対象外となっていた人で、低所得世帯（市町村民税所得割額が非課税）の方は、特例により申し込みできる場合があります。

- ★ 緊急採用の場合には、緩和された基準が適用されます。又、学力・家計基準にあてはまらない場合でも、特例により申し込みできる場合があります。詳しい内容は学校に相談してください。

＝ 収入の「めやす」 ＝

（単位：万円）

	給与所得の場合 (収入金額・税込)		給与所得以外の場合 [所得金額(収入金額－必要経費)]	
	4人世帯	5人世帯	4人世帯	5人世帯
国・公立	790	832	330	359
私立	809	850	343	372

この金額以上でも、家庭の事情によっては家計の基準をクリアできる場合があります。奨学生願書の「所得から差し引かれる金額」欄に該当する項目があれば学校に相談してください。

【奨学生になったら】

奨学生には、奨学生証・奨学生のしおりを交付します。

奨学生としての自覚を持ち、高校生にふさわしい生活態度で、学業に励んでください。

また、家計が好転したときは、奨学金を辞退してください。

【採用されなかったら】

選考の結果採用されないことがあります。希望を失わず機会あるごとに申し込みをしてください。

【奨学金の交付】

奨学金は、原則として2か月に1回2か月分ずつ、奨学金振込口座届で指定した奨学生本人名義の口座に振り込みます。(取扱金融機関は岩手銀行のみとなります。)

【奨学金の継続】

貸与期間中、原則として1年に1回(年度末)奨学金継続願を提出します。その際、奨学生としての状況を報告してください。

【貸与が終了したときは】

奨学金返還誓約書にしたがって返還してください。

奨学金は、先輩からの返還金を直ちに後輩の奨学金として貸与する仕組みとなっています。約束どおり必ず返還してください。

緊急採用による奨学金制度とは

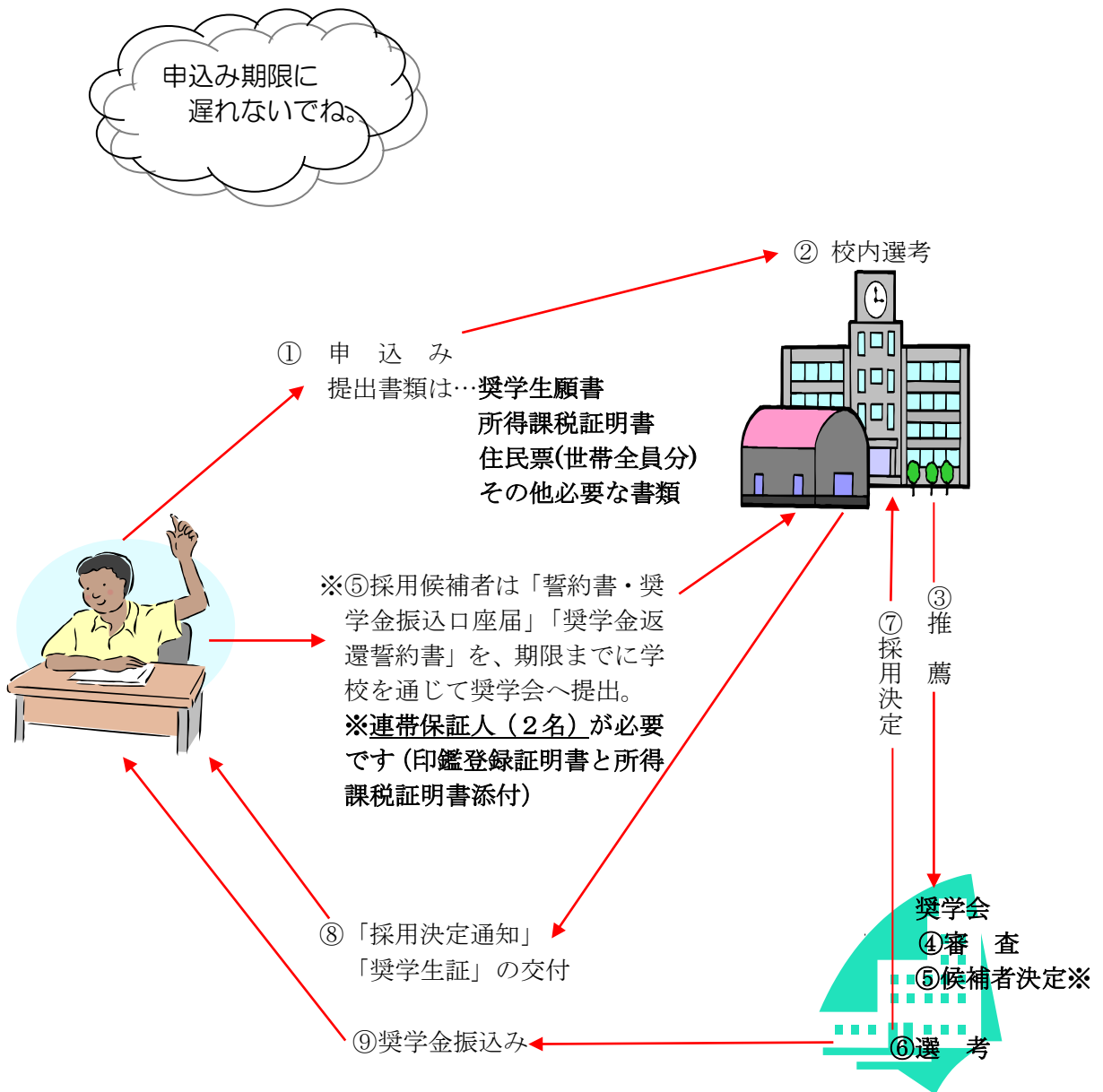
家計を支えている人が、失職・破産・会社の倒産・病気・死亡又は火災・風水害などにより家計急変による収入減のため、緊急に奨学金が必要になった場合に貸与が受けられる制度です。

緊急採用の理由にあてはまるときは学校に相談してください。

- ☆ 学力基準・家計基準ともに通常の採用より緩和されています。
- ☆ 募集は、7月から翌年1月まで随時行っています。
- ☆ 家計が急変した事由が発生したときから、おおむね1年以内である場合申し込みすることができます。
- ☆ 貸与の開始は、緊急採用の理由が発生した月まで遡れます。
(ただし、令和5年4月が限度です。)
- ☆ 貸与の終期は、奨学金継続願の提出により修業年限を限度として延長することができます。
- ☆ 申込資格・貸与月額・提出書類などは、定期採用と同じです。

【申込みから振込みまで】

☆奨学金に関する手続きはすべて学校を通じて行います。



【返還するには】

- 卒業後、岩手銀行各支店からの口座引落としにより返還することになります。
- 返還方法は「月払い」と「月払いと半年払いの併用」があり、借用の明細提出時に選びます。

◇月払いの返還例：3年間（36か月）貸与を受けた場合

区 分	借入金額	返還回数（返還年数）	返還月額
国・公立	自 宅	648,000 円	108 回（9 年）
	自宅外	828,000 円	120 回（10 年）
私 立	自 宅	1,080,000 円	144 回（12 年）
	自宅外	1,260,000 円	144 回（12 年）

【返還に困ったときは】

- 卒業後、進学したときや病気・災害・失職等の場合、願い出により一定期間返還が猶予されます。
- 死亡又は心身に著しい障害があるため返還ができなくなったときは、願い出をいただくことにより、状況に応じて全部又は一部の返還が免除されます。

- ★ お問い合わせは、必ず在学学校（出身学校）を通じてお願いします。
- ★ この「奨学金案内」は、令和5年4月現在で記載してありますが、公益財団法人岩手育英奨学会奨学金貸与規程等が変更された場合には、変更後の規程が適用されますので御承知おきください。



申込みでわからないことが
あったら学校の先生か奨学
金担当の方に聞いてね